

< kinveni シリーズ 年間プラン 提供仕様（年間利用権） >

1.ソフトウェア名

- ・シリーズ名 : kinveni シリーズ 年間プラン
- ・ソフトウェア名 : 納品メール記載のとおり

2.利用環境（使用許諾の範囲）

サイボウズ株式会社のソフトウェア「kintone」のプラグイン

3.ライセンス

- ・ライセンス数 : 納品メール記載のとおり
- ・ライセンスプラン : 納品メール記載のとおり

4.使用許諾期間：

納品メール記載の使用許諾期間開始日より 1 年間

5.サポートサービス窓口および利用時間帯

納品メール及びヘルプライン登録証記載のとおり

6.第三者プログラムの表示

- ・MIT ライセンス
<https://github.com/babel/babel/blob/main/LICENSE>
- ・BSD(Clause-3) ライセンス
<https://github.com/mridgway/hoist-non-react-statics/blob/master/LICENSE.md>
- ・Apache License 2.0
<https://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0>

7.使用許諾条件

CIS ソフトウェア使用許諾条件 (<https://www.cisjp.com/swkiyaku>)

8.使用許諾条件の特則

kinveni シリーズ 年間プラン（以下、「本ソフトウェア」という。）には以下の特則が適用されるものとします。

(1)本ソフトウェアの利用開始にあたっては、予め当社所定の「ユーザー登録書」の提出が必須となります。

す。

- (2)本ソフトウェアは、本ソフトウェアの利用ユーザー数に応じ、ライセンスプランを選択のうえご利用いただくものとします。kintone ドメイン 1 つに対して 1 ライセンスの契約が必要となり、複数のドメインでは利用出来ないものとします。
- (3)使用許諾期間開始前であっても、本ソフトウェア納品後は、使用許諾条件の定めに従い本ソフトウェアを利用することができるものとします。
- (4)お客様は、本ソフトウェアを適時、適切かつ安全に利用するために必要なハードウェア、インターネット回線等を含む利用環境（以下、併せて「関連サービス等」という。）を自らの責任と負担で用意するものとします。関連サービス等は、当該関連サービス等所定の提供条件に従いこれらを利用するものとします。また、本ソフトウェア利用の障害となる可能性のある事象があるときはこれを除去してその環境を保持するものとします。関連サービス等の利用時間が制限されている場合は、本ソフトウェアの利用可能日、利用可能時間帯は、当該利用時間による制限を受けることがあるものとします。
 - ① kintone の利用にあたってはサイボウズ株式会社または kintone の著作権者（以下、「サイボウズ等」という。）との間で、サイボウズ等が規定するソフトウェア使用許諾契約、サービス利用規約等（以下、「kintone ライセンス契約」という）の締結が必要となります。kintone ライセンス契約に定める範囲を超える対応については、本ソフトウェアに関する契約（使用許諾条件および本仕様の内容も含むものとし、以下「本契約」という）の記載にかかわらず、サイボウズおよび当社は一切対応義務を負わないものとします。
 - ②本ソフトウェアの利用にあたりインターネットに接続する場合、お客様は必要に応じて VPN（仮想プライベートネットワーク）またはそれに相当するセキュアな回線を準備するものとします。
- (5)本ソフトウェアには、当社が著作権または使用許諾権を有していない上記「第三者プログラム」が含まれています。これらのプログラムの著作権等の取扱いは、当該プログラム所定の利用に関する規約または使用条件等によるものとします。また、当該プログラムに起因する不具合または権利侵害に関する保証、契約不適合責任ないし紛争対応等についても、同契約または使用条件の範囲内に限られるものとします。
- (6)関連サービス等および第三者プログラムの著作権者または提供者によってこれらのサービスまたはソフトウェアの内容・提供条件等が変更された場合には、本ソフトウェアの内容・提供条件等も変更される場合があります。
- (7)お客様は、予め当社に提出したユーザー登録書に記載された事項を含め、当社が本ソフトウェアを提供するために必要となる条件ないし情報に変更が生じたときは、速やかに当社に対し明示的な方法により変更内容を通知するものとします。
- (8)前各項の他、本契約上求められるお客様の義務、措置ないし対策の未実施に起因してお客様または第三者に生じた本ソフトウェアの利用不能、損害ないし費用等については、お客様がその責任を負担するものとします。また、その場合お客様は、本ソフトウェアを利用する権利を失うことがあるものとします。
- (9)使用許諾条件の定めに加え、次の損害については当社の責任の対象外とします。

①お客様環境のマルウェアによる物理的またはデータを含むソフトウェアに関する直接的、間接的な損害

②お客様ネットワーク環境の設備故障や災害などに伴う利用環境の中断により生じた損害

(10)当社は、本ソフトウェアの提供にかかる業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

(11)当社は、本ソフトウェアの提供(利用料の算定を含む)、改善(設備の維持、障害発生時の問題判別ないし修復その他のメンテナンスを含む)、品質向上、適正な利用の有無の確認(定められた機能／ライセンス数を超えた利用の有無の確認) ならびに新サービスの開発検討(統計情報の作成・利用を含む)等のために利用する目的で、次の各号の情報を取得した当社の再委託先（お客様に向け現実に本ソフトウェアの一部を提供する第三者を全て含む、以下同じ） およびソフトウェア権利者（本ソフトウェアにおいて利用可能な知的財産権に関する正当な権限者(ソフトウェアプログラムの供給者、著作権者、使用許諾者を含む)をいう、以下同じ）に提供することができるものとします。

①お客様の申込・登録情報

②利用ユーザー毎の利用状況・利用量

③利用ユーザーの端末を特定する情報

④利用ユーザーのブラウザを特定できる Cookie、IP アドレス、タイムスタンプ等

⑤利用する本ソフトウェアのバージョン情報、ライセンスキー、シリアルキー等

⑥利用ユーザーにおける本ソフトウェアの稼働環境（OS、ミドルウェア等） および利用に関する操作ログ等

(12)強行法規によるものおよび本契約に別段の定めある場合を除き、客観的に権利を行使することができる時から 2 年を経過したときは、本ソフトウェアの利用または利用の不能に関し生ずる当社に対する請求権(解除権を含む)は、請求原因のいかんにかかわらず消滅するものとします。

(13)本契約に関し当社またはソフトウェア権利者ならびにソフトウェア販売者が損害賠償責任を負う場合における賠償の総額は、いかなる場合でも、損害発生の原因となった個別の本ソフトウェア等あるいは関連するサービスについてお客様が当社に対し現実に支払った料金額を上限とします。

(14) 当社は、当社がお客様に対し本ソフトウェアを提供するために欠くことのできない第三者のサービスが変更ないし廃止等されまたはその他当社の責に帰すことのできない事由により、本ソフトウェアを利用いただくことが困難となったときは、いつでもお客様に対し本ソフトウェアの内容の見直しを求め、あるいは本契約を解約し、未利用分に相当する料金をお客様に払い戻すことができるものとします。この場合当社は、当該事由が明らかとなった時点で速やかにお客様に通知し、爾後の対応をお客様と協議するものとします。なお、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、前項および本項に基づく解約により、当社が損害賠償責任を負うことはないものとします。